

人との間隔はできるだけ2メートル空けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避け、こまめに手洗いを。外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

**保険料決定通知書を送ります**

後期高齢者医療保険に加入している方(被保険者)へ、7月に、保険料額の決定通知書・納入通知書を送付します。納付方法など詳しくは、決定通知書または市公式サイトを確認してください。

※保険料率は2年ごとに見直され、東京都内は同率です。

**■保険料の軽減があります**

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。詳しくは、決定通知書または市公式サイトを

**後期高齢者医療被保険者証を  
更新します**

**■8月1日(土)から保険証がカードサイズ(オレンジ色)に変更**

現在の後期高齢者医療被保険者証(青竹色)の有効期限は7月31日(金)です。

8月1日(土)から有効になる新しい被保険者証は、カードサイズ(オレンジ色)です。原則として、7月中旬以降に住居登録をしている住所へ簡易書留郵便(郵便局員が直接手渡し)で送付します。

不在の場合、ポストに「書留」(不在連絡票(不在票))が入りますので、郵便局に再配達を依頼するか、直接郵便局の窓口で受け取ってください。

**後期高齢者医療制度  
医療費の負担割合と軽減制度**

**■医療費の負担割合**

一部負担割合は1割または3割  
一部負担金の割合は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得と収入により見直されます。

●1割負担の方：同じ世帯にいる被保険者全員が市民税課税所得145万円未満の場合

●3割負担の方：同じ世帯の被保険者の中に市民税課税所得145万円以上の方がいる場合

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、市民税課税所得が145万円以上で



▲新しい後期高齢者医療被保険者証はカードサイズでオレンジ色

あっても、1割負担となる場合があります。問い合わせてください。

**■1割負担に変更できる場合(基準収入額適用申請)**

該当すると思われる方には、6月下旬に基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて提出してください。

**そのほかの一部負担金軽減**

所得や症状によって、医療機関での医療費の支払いが軽減される場合があります。

(1) 所得区分による負担軽減

① 世帯全員が市民税非課税の場合：「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付

② 世帯の後期高齢者医療制度被保険者全員の市民税課税所得が145万円以上690万円未満の場合：「限度額適用認定証」を交付

※現在お持ちの認定証の有効期限は、①②ともに7月31日(金)です。継続して対象となる方には7月下旬に新しい認定証を、新たに該当すると思われる方には8月中旬に申請書を送ります。

**■年間保険料額の算出方法**  
(令和2・3年度の保険料率)

<b>均等割額</b>
被保険者1人あたり 44,100円
+
<b>所得割額</b>
賦課のもととなる 所得金額(×1)×8.72%
<b>年間保険料額</b> (100円未満切捨て) 上限額 64万円 ※2

※1 賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除対象外)

※2 年間保険料の上限額を62万から64万に改定

**新型コロナウイルス感染症の影響による  
保険税などの減免**

(2) 特定疾病の治療の負担軽減  
特定疾病の高度治療を長期間継続して受ける必要がある方は、申請して認定されると「特定疾病療養受療証」が交付されます。

自己負担限度額 1つの医療機関につき月額1万円

対象となる特定疾病

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による) HIV感染症

**▼傷病手当金の支給**

新型コロナウイルス感染症の療養などのため労務に服することができなかった期間の傷病手当金を支給します。詳しくは広報はむら6月15日号をご覧ください。



**国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険共通  
新型コロナウイルス感染症関連情報**

新型コロナウイルス感染症の影響により次の(1)(2)に当てはまる世帯は、保険税・保険料が減免されます。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯↓保険税などを全額免除

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件のすべてに当てはまる世帯↓保険税などの一部を減額

**▼世帯の主たる生計維持者について**

① 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

② 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

※介護保険にはこの要件はありません。

③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免に該当するかなど詳しくは、各担当に問い合わせてください。

**確定申告を  
3月17日以降にした方は  
保険税などが変更になる  
可能性があります**

**■確定申告期限の延長による影響**

所得税の確定申告期限が1か月延長されたため、3月17日以降(延長期間内)に確定申告をした方は、令和2年度の保険税・保険料の額や保険証の負担区分などが変更になる場合があります。変更となる場合は、後日、お知らせします。

詳しくは、各担当に問い合わせてください。

**■問合せ**

- 国民健康保険について…市民課保険係①125～129
- 後期高齢者医療保険について…市民課高齢医療・年金係①140
- 介護保険について…高齢福祉介護課介護保険係①144
- 保険税などの納税について…納税課①169

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。